

市議会への声

朝来市議会では、積極的な議会活動を行うために、広く市民の皆様からのご意見をお待ちしています。市議会に対するご質問・ご要望・ご提言など、お気軽にお寄せください。

皆様のご意見を市政に反映できるよう努力して参ります。

記入日 2024年 7月 9日

住所	電話番号
氏名	(歳)

お世話様でございます。

令和6年7月8日に開催されました第8回朝来市議会政治倫理審査会を傍聴したところ、一部委員に問題があると思われる発言がございましたので指摘いたします。

1. 加藤委員の危険な主張

30号についての加藤委員の主張は以下のとおりでした。

フローチャートの問題を行政に訂正させるためには「膨大なエネルギー」が必要であり、その勢いの結果として「多少の事実誤認」や強い語調になることがあってもやむを得ない。よって倫理条例に違反するほどの倫理違反があったとは言えない。

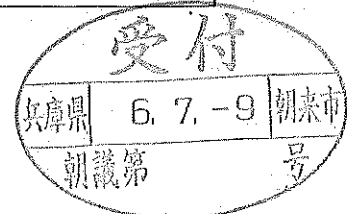
まず、事実関係として実際そんなにエネルギーが必要だったのか。「確定していない段階で団体の固有名を出すと誤解を招くので、リスクマネジメント的に訂正する必要がある」という指摘で済むのではないのでしょうか。

担当課長が「イメージしやすさをどうしても重視したいので譲れませんか!」とこだわったのでしょうか。多大なエネルギーの要不要はあくまで推測に過ぎません。にもかかわらず、加藤委員の倫理違反なしの根拠として重要な位置づけで使用されています。

つまり、「フローチャートの問題をただすための大きなエネルギーが勢い余って、のちの誤った発言につながった」というのは、加藤委員が中立・公正の立場ではなく、被審査委員に偏向した主張をしています。

次に「多少の事実誤認」ですが、今回審査請求された内容は加藤委員にとって「多少の」レベルの虚偽だったのでしょうか。

加藤委員によく考えていただきたいのですが、今回の審査会の決定が今後の議会の基準となるということです。



加藤委員は28号議案においても「議員本人の強い信念に基づいた発言なので倫理違反とまでは言えない」と発言されていました。

つまり、議員が意見を主張する際には、審査請求するほど言われた側が傷つくような虚偽であっても免責されるということです。今回の虚偽を「多少の」レベルにするなら、敵対団体に対するレッテル貼りや、28号であったような法令の部分引用による曲解も、強い政治信念や間違いをどうしても正したいといった情熱という言い訳を用意しておけば、今後議会では「多少の虚偽」扱いで、アリということになるのです。

議会民主主義への信頼喪失に直結するこんな危険な主張がどうしてできるのでしょうか。これが危険と思えないなら、それこそ議員としての資質が問われると思います。

また、同じことを繰り返しておられるので同じことを申し上げますが、被審査議員の虚偽発言が事実認定された時点ですでに倫理違反は確定しています。加藤委員の主張は28号審査時と同様情状に関するもので、審査段階ではなく処分決定時に議論すべき事項です。もっとも処分決定時も事実をベースにしなければならないことは同じで、推測で偏向することはもってのほかですが。

2. 淵本委員の一貫性、整合性のなさ

淵本委員の30号に関する意見は概ね以下のとおりでした。

名誉棄損の適用は刑法では非常にハードルが高いので、倫理違反を安易に認定すべきではない。
虚偽発言については、倫理審査会ではなく議長の「厳重」注意等で対処すべきである。

さすがにこの主張には委員長もコメントされていましたが、この審査委員会は名誉棄損罪に該当するかどうかを議論しているわけではありません。

朝来市初の政治倫理審査会において、公職者あつせん利得罪に該当するかどうかを議論していなかったのと同様です。そこでは審査委員として「議員には高い倫理性が求められ、疑念をもたれるような行為をしてはいけない」と倫理違反認定に積極的だったのに、今回は「名誉棄損による倫理違反認定には慎重になるべき」とはいったいどういう信念をお持ちなのでしょう。

ぶれない一貫性を強い政治信条とされる議員さんにしてみれば、このように対象により態度を変える人物は許せないでしょうし、たとえ自身の擁護であっても受け入れがたいところでしょう。

さらに処分について。藤本議員の初回の政治倫理審査会の処分は「議長による注意及び全議員に対する注意喚起」でした。しかし今回の淵本委員の意見は「議長による『厳重』注意」です。

倫理違反を認定した行為より倫理違反を認定しない行為の方が「厳重」

分だけ処分が厳しくなっています。一貫性に加え整合性があるとは思えません。

加藤・湊本両委員に共通する印象は、「どう解釈すれば被審査議員を倫理違反認定しなくてすむか」に腐心されているということです。お二人とも虚偽発言が問題であると認識されているのに、倫理違反認定を回避するため無理筋の理屈をあてはめようとしているように見えます。結果指摘したように議会民主主義を危うくするような主張や、審査対象により審査スタンスを変えることに繋がっているのでしょうか。

「泣いて馬謖を斬る」というのは本来今回のような場合にとるべき態度ではないでしょうか。

以上です。加藤委員、湊本委員にはぜひ中立・公正な審査をお願いいたします。

上記に対する回答（ 不要 ）

※ 回答が必要な方は、住所・氏名・電話番号を記入願います（個人情報是非公表とし、目的外に使用しません。）。

なお、内容によっては、回答に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

※ お寄せいただいた内容は、ホームページや議会だよりで紹介させていただく場合があります。

お問い合わせ先：朝来市議会事務局

電話 079-672-1930

FAX 079-672-1931

E-mail. gikai@city.asago.lg.jp